

別紙

新型コロナ感染拡大防止のため各講習会が中止となっている関係で、受審資格年数に達しながらも規定の受講回数（錬士3回、教士5回）が不足している者について、今年度限り特例として、下記の内容のとおり認定会受審資格を変更します。

◆ 受審資格特例について

【錬士】令和元年11月30日以前に六段を取得した者及び特例該当者。

特例

県主催以上・千剣連派遣・地区講習会を**1回以上**受講している者。

認定会終了後、1年以内に下記回数の講習会を受講することを条件とする。

※ 現在の受講回数 1回の者 → 2回 2回の者 → 1回

【教士】平成30年11月30日以前に七段を取得し錬士受有者及び特例該当者

特例

県主催以上(千剣連派遣含む)の講習会を**3回以上**受講している者。

認定会終了後、2年以内に下記回数の講習会を受講することを条件とする。

※ 現在の受講回数 3回の者 → 2回 4回の者 → 1回

◆ 講習会の開催予定について

以下3講習会の内容を称号特例措置講習会に変更し開催。

10月10日 七段以上講習会

1月17日 幼少年指導者講習会

2月20日 女子講習会

詳細については後日連絡いたします。